

京都教育大学教員免許状更新講習実施規則

平成21年 3月30日 制 定

平成30年 9月18日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）に基づき、教員免許状更新講習の実施に関して必要な事項を定める。

(講 習)

第2条 京都教育大学（以下「本学」という。）が開設する講習は、教育職員免許法第9条の3により文部科学大臣の認定を受けて開設する。

(講習の実施)

第3条 講習の実施に関する事項については、教員免許状更新講習企画運営委員会（以下「企画運営委員会」という。）で審議するものとする。

(受講対象者)

第4条 講習の受講対象者は、教育職員免許法に定める者とする。

(講習料等)

第5条 講習の受講者から講習料を徴収するものとし、講習料、徴収方法等については別に定める。

(修了証明書又は履修証明書の発行)

第6条 講習を受講し履修認定試験に合格した者には、修了証明書又は履修証明書を発行する。

(講師等の手当)

第7条 講習の講師等を担当した教員等には手当を支給する。手当等については別に定める。

(事 務)

第8条 この規則に関する事務は、教務課において行う。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるほか、教員免許状更新講習の実施に関し必要な事項は、企画運営委員会で審議し学長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成30年9月18日から施行し，平成30年9月1日から適用する。